

令和3年12月10日

日本学生支援機構奨学金  
貸与・給付奨学金受給者 各位

アール医療福祉専門学校  
事務局

令和3年度日本学生支援機構奨学金  
「奨学金継続願」の提出について【適格認定】

貸与型・給付型問わず日本学生支援機構奨学金を受給している奨学生は毎年1回、次年度も継続して奨学金を受給するために「奨学金継続願」を提出する必要があります。本校では、「奨学金継続願」の提出に基づき奨学金の継続の可否等を判定し、日本学生支援機構へ判定結果を報告します。該当者は、下記の期限内に継続願を必ず期間中に実施し、適格認定を行ってください。継続願を期日内に提出しなかった場合は奨学金を継続する意思が無いとみなされ、**給付型奨学金は停止、貸与型奨学金は廃止となります。**一度廃止となった場合は令和4年4月以降奨学生の資格を失います、必ず期日内に提出を行ってください。

【対象】

- ・ 第一種および第二種貸与型奨学金受給者
- ・ 新制度および旧制度給付型奨学金受給者

※今年度受給終了予定の方は「奨学金継続願」の提出対象者ではありません。

【実施時期】

令和3年12月15日（水）～令和4年2月21日（月）

※入力可能時間 8:00～25:00

【提出方法】

1. 学校より『奨学金継続願』用紙を配布
2. [スカラネットパーソナル](#)に登録していない場合は新規登録する
3. 『奨学金継続願』入力準備用紙」に回答を記入する
4. 実施時期期間内に[スカラネットパーソナル](#)から提出する

※誤入力の防止や円滑な入力のために、入力前に必ず記入し、手元に用意してから提出（入力）を開始してください。

※『奨学金継続願』の提出手順参考資料「[奨学金継続願の提出 | JASSO](#)」

【注意事項】

・次年度継続を希望しない場合でも、「希望しない」旨の登録が必要となるため、対象者は必ず提出（入力）手続きを行って下さい。

・継続手続きは各種奨学金ごとに手続きが必要です。複数の奨学金を併用している場合は、それぞれの提出を行ってください。

・給付型奨学金の場合、継続希望を入力すれば必ず継続されるわけではありません。学業成績により4月以降の奨学金が打ち切られる場合があります。（卒業延期及び修得単位数が少ない者等）また、状況によっては受給済みの給付奨学金について返還が必要となることがあります。